

整備管理業務委託契約書（例）

（以下「甲」という。）と

（以下「乙」という。）は、甲の使用する自動車について、道路運送車両法第50条に規定する甲が行う自動車の点検及び整備並びに自動車車庫の管理に関する事項の処理業務を委託するにあたり、次のとおり締結する。

（受委託）

第1条 甲は、乙に対し、甲の使用する自動車について、次条の業務を甲を代理して行うことを委託し、乙はこれを受託する。

（委託業務の範囲）

第2条 甲が前条により乙に委託する業務（以下「委託業務」という。）は、道路運送車両法第50条に規定する甲の使用する自動車に係る点検及び整備並びに自動車車庫の管理に関する事項の処理で、次のとおりとする。

- （1） 日常点検（道路運送車両法第47条の2）の実施方法を定めること。
- （2） 日常点検の結果に基づき、運行の可否を決定すること。
- （3） 定期点検を実施すること。
- （4） 日常点検又は定期点検整備のほか、随時必要な点検を実施すること。
- （5） 点検の結果、必要な整備を実施すること。
- （6） 定期点検整備の実施計画を定め実施すること。
- （7） 点検整備記録簿その他点検整備に関する記録簿を管理すること。
- （8） 自動車車庫を管理すること。
- （9） 前各号に掲げる事項を処理するため、運転者、整備要員その他の者を指導し、又は監督すること。
- （10） その他、別添の整備管理規程に定める整備管理者が行うべき業務を遂行すること。

（整備管理規程）

第3条 乙は、別添の整備管理規程を道路運送車両法施行規則第32条第2項の規程として定め、これに基づき、その業務を行わなければならない。

（権限の付与）

第4条 道路運送車両法第50条第2項の規定により、甲は乙が第2条の業務を行うために必要な権限を与えなければならない。

（整備管理者の選任等）

第5条 道路運送車両法第52条に規定する整備管理者の選任等の届出は、本契約締結後、甲が行う。

(委託業務の責任)

第6条 甲は乙を整備管理者として選任した後においても常に乙の整備管理者としての職務及び自動車の点検・整備が適切に実施されるよう注意、監督するものとする。
また、乙は、職務の重要性と自己の責務を十分認識し、その職務を的確に遂行するものとする。

(経営上の責任)

第7条 委託業務は、乙が行い、その経営上の責任はすべて甲が負う。

(損害賠償)

第8条 甲は、乙の責任によって生じた損害については、乙に求償する権利を有する。

(契約期間)

第9条 契約期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。ただし、期間満了3ヶ月前までに甲乙いずれかから意思表示がない場合は、更に1年間契約を更改継続し、以降これに準ずるものとする。
なお、乙が本契約内容を履行できなくなる事由が発生したときは、乙は速やかに甲にその旨を申し出るものとする。

(契約の履行)

第10条 本契約の履行について疑義が生じたり、本契約で規定していない事項及び委託業務内容を変更する必要がある場合は、十分な時間的余裕をもって、甲乙協議の上、決定するものとする。

令和 年 月 日

本契約の証として本書2通を作成し、甲乙の上、各々1通を保有するものとする。

甲：住所又は所在地

氏名又は名称

乙：住所又は所在地

氏名又は名称

<留意事項>

委託料等その他必要な事項について、道路運送車両法及びその他関係法令の規定に反しない限り本契約に含めることは妨げないものとする。